

報告第10号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和5年6月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

損害賠償の額を定めることについて

専決第9号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年6月21日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

記

事件区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和5年5月12日（金） 午前8時40分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市戸牧 [REDACTED] [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	47,480円
事故の概要	こども支援課職員が、[REDACTED]を訪 問中、居室の清掃を補助しようとした際、誤ってテレビの電 源コードを引っ掛けたことによりテレビが倒れ、全損させ たもの。 (過失割合 豊岡市 10割)

